



vol.22

NPO法人
めぐろ子どもの場づくりを
考える会
こどもば代表理事
よこやまこと
横山 誠 さん

食事をきっ
かけに
さまざまな人
が集う
場所をつく
っています

プロフィール

30代で保育士資格を取得し、保育園や児童館で14年間就業。その後「こどもば」を立ち上げ、子ども食堂をはじめとし、子どもの居場所づくりに奮闘。子どもたちからは「よこちゃん」と呼ばれ、慕われている。

子どもの居場所づくりから始まった子ども食堂

「2015年、子どもの居場所をつくりたいと、こどもばを立ち上げ、町会の会館などを借りて子ども向けのイベントを実施していました。そんな中、子ども食堂のことを知り、子どもにとって楽しみでもある食を通した居場所をつくろうと、2016年3月に子ども食堂を始めました」と代表理事の横山さん。子ども食堂は今や、子どもだけでなく地域みんなの居場所となっています。

「困窮家庭やひとり親家庭の子どものためだけに、という意識はありません。子どもも大人も、誰でも気軽に来ていただいて、おなかだけでなく心も満たし、そこで人とのつながりができればいいと思っています」。

食べるだけではない、こどもばの子ども食堂

子ども食堂は主に上目黒住区センターや中央町社会教育館などで「平日夜の子ども食堂」、高齢者までも対象



オープンで作った卵焼きとみそ煮込みうどん



地域の皆さんが集う「みんなの食堂」

こどもばの詳細は
こちら▶



とした「土曜日昼のみんなの食堂」、学校の長期休みに行う「お昼の子ども食堂」を実施しています。

お昼の子ども食堂では、食事の前後に宿題タイムや工作系のワークショップなどを取り入れたり、ピザやギョーザ、カレーなどをみんなで作る料理体験をしたりしているとのこと。

「献立は、寄付などでいただいた食材をもとに考えることもあります。また、節分には鬼の形をしたハンバーグや恵方巻きをつくるなど、行事食も取り入れています」と横山さん。

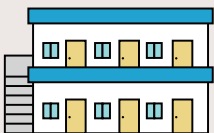
「子ども食堂の運営で心掛けているのは、楽しい雰囲気づくりです。食べて楽しい、遊んで楽しい、また来たいと思ってもらいたい。だから、細かいルールは決めていません。食の好き嫌いがあっても無理強いはいしないし、遊びの場でもみんな自由に遊んでいます。みんな一緒に、食べて、遊んで、おしゃべりを楽しんでいます」。

ナナメの関係とサードプレイスづくりを目指して

「私たちの活動は、学校でも家でもない場づくりです。何をしてもいいし、反対に何もなくていい『サードプレイス』として意義があると思っています。親子などタテの関係、子ども同士といったヨコの関係だけでなく、地域の人と子どもたちといったナナメの関係づくりも必要だと思っています」と横山さん。

「来てくれる子どもたち、ボランティアさん、食材を寄付してくれるかたがいる。その気持ちがうれしく、次も頑張ろうという気持ちになります。今後も多くのかたに来てほしいです。ボランティアでもいいですし、食べに来るだけでも構いません。みんなの楽しむ姿を見て、いろいろな形で子どもたちに何かしてくれるとうれしいです」と語ってくれました。

民間賃貸住宅家賃の一部を助成します



区住宅課居住支援係 ☎5722-9878、FAX5722-9325

区内に安心して住み続けられるように家賃の一部を助成します。助成要件などの詳細は、募集案内書(6月1日から、総合庁舎本館6階住宅課、地区サービス事務所(東部を除く)、住区センターで配布。区HP<コード①・②>から閲覧可)をご覧ください。



高齢者世帯等居住継続家賃助成(コード①)

対象 (①～④のいずれか)	内容	募集数
高齢者世帯 ①65歳以上の一人暮らしの世帯 ②全員が60歳以上で、65歳以上のかたを含む世帯	家賃が1人世帯11万円、2人世帯12万円、3人以上世帯14万円以下の民間賃貸住宅に居住する世帯に、家賃の最大20%(上限あり)を最長6年間助成	90世帯(抽選)
障害者世帯 ③身体障害者手帳(1～4級)、愛の手帳、精神障害者保健福祉手帳のいずれかを持つかたがいる世帯 ④精神障害による障害年金受給者がいる世帯		



子ファミリー世帯家賃助成(コード②)

対象	内容	募集数
18歳未満の子を扶養し、かつ同居している世帯	家賃が5～18万円の民間賃貸住宅に居住する世帯に、月額2万円を最長3年間助成	170世帯(抽選)

募集案内書に添付の申請書などを、6月1～30日(必着)に、住宅課居住支援係(〒153-8573目黒区役所<住所不要>)へ郵送または持参



製品プラスチック回収
準備編

教えて!

ゴミラス

Q

7月から始まる製品プラスチックの資源回収に、カセットテープやビデオテープは出せますか?

A

カセットテープやビデオテープは資源には出さずに燃やすごみに出してね。テープ状のものは、リサイクルの工程で機械にからまってしまうんだ。

他にも、プラスチック製のまな板のように厚みが(5mm程度以上)あるものもリサイクルに向かないから燃やすごみに出してね。

製品プラスチックの資源回収について、詳細は区HP(コード③)を見てね。

③



7月から始まる
製品プラスチックの
資源回収に関する
疑問や質問を
お寄せください



ハガキ・Eメールに、聞きたいこと、住所・氏名(ニックネーム可)・年代を書いて、広報課(〒153-8573目黒区役所<住所不要>、☎kohobosyu@city.meguro.tokyo.jp)へ。いただいた質問などから、ゴミラスが選んで回答します。